

# 公 示

第 94 号

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」の一部改正について

令和5年10月2日

東北運輸局長 石谷 俊史



「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月25日付け公示第71号)の一部を次のように改正したので公示する。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針

改正後	改正前
<p>第1 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「協議運賃」：法第9条第4項に規定する協議会において<u>協議が調った</u>運賃及び料金として届け出たものをいう。</p> <p>(5) 「認定認可運賃」：路線不定期運行を行うものであって、<u>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）</u>第10条第1項第2号の規定により地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して地方運輸局長が公示した運賃及び料金をいう。</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第7 その他</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 実施時期等 本処理方針は、<u>令和5年10月2日</u>以降に申請を受け付けたものから適用する。</p>	<p>第1 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「協議運賃」：法第9条第4項<u>の規定により地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）</u>第9条第2項に規定する協議会において<u>合意した</u>運賃及び料金として届け出たものをいう。</p> <p>(5) 「認定認可運賃」：路線不定期運行を行うものであって、<u>規則</u>第10条第1項第2号の規定により地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して地方運輸局長が公示した運賃及び料金をいう。</p> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第7 その他</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 実施時期等 本処理方針は、<u>令和5年5月31日</u>以降に申請を受け付けたものから適用する。</p>

## 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領

改正後	改正前
<p>第1 用語の定義</p> <p>この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「協議運賃」：<u>法第9条第4項</u>に規定する協議会における<u>協議</u>が調った運賃及び料金をいう。</p> <p>(5) 「軽微運賃」：<u>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）</u>第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 変更命令発動の可否を判断する基準</p> <p>(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。</p>	<p>第1 用語の定義</p> <p>この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「協議運賃」：<u>道路運送法施行規則（以下「規則」という。）</u>第9条の2の規定による<u>地域公共交通会議又は規則第9条第2項</u>に規定する協議会における<u>合意</u>が調った運賃及び料金をいう。</p> <p>(5) 「軽微運賃」：<u>規則</u>第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 変更命令発動の可否を判断する基準</p> <p>(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。</p>

①法第9条第7項第1号に該当する場合

- ・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

②法第9条第7項第2号に該当する場合

- ・ 法第9条第3項、第4項又は第6項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的には、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

③法第9条第7項第3号に該当する場合

- ・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 (略)

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数值基準に該当する場合にあっては、法第9条第7項各号の規定（以下「変更命令の要件」という。）のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

①法第9条第6項第1号に該当する場合

- ・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

②法第9条第6項第2号に該当する場合

- ・ 法第9条第3項、第4項又は第5項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的には、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

③法第9条第6項第3号に該当する場合

- ・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の発動に係る手続

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数值基準に該当する場合にあっては、法第9条第6項各号の規定（以下「変更命令の要件」という。）のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

なお、第4 1. (1) 3)、4) 及び第4 1. (2) (3) の  
運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い  
場合にあつては、前記の調査を実施するものとする。

(2) ~ (3)

2. (略)

附 則 (令和5年10月2日 公示第94号)

本取扱要領は、令和5年10月2日以降に届け出るものから適用する。

なお、第4 1. (1) 3)、4) 及び第4 1. (2) (3) の  
運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い  
場合にあつては、前記の調査を実施するものとする。

(2) ~ (3)

2. (略)

## 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(略)</p> <p>I. 総則</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「協議運賃」とは、<u>法第9条第4項</u>に規定する協議会における<u>協議</u>が調った運賃及び料金をいう。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>3.～4. (略)</p> <p>II.～IV. (略)</p> <p><u>附則(令和5年10月2日 公示第94号)</u>  <u>本制度は、令和5年10月2日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(略)</p> <p>I. 総則</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「協議運賃」とは、<u>規則第9条の2の規定による地域公共交通会議又は規則第9条第2項</u>に規定する協議会における<u>合意</u>が調った運賃及び料金をいう。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>3.～4. (略)</p> <p>II.～IV. (略)</p>